

11月1日から

過労死等防止対策推進法施行

先の通常国会で民主党が中心になって成立した「過労死等防止対策推進法」が、11月1日から施行されました。

この法律は、「近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題になっていること及び過労死等が本人はもとより、その遺族や家族のみならず社会にとって大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と家庭を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与すること」を目

的としています。

具体的な内容は、国等に対して調査研究の推進、国民への啓発、相談体制の整備等の対策を講じるよう定められています。直接国民の権利義務に関わるものではありません。しかし法律には「政府は、調査・研究を行い、その結果を踏まえて、過労死等の防止のために必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定されています。この規定を基に、労働時間の上限規制や※勤務間インターバル規制等、労働者の健康・安全が確保される労働時間制度の確立を強く求めます。

【過労死等防止対策推進法の概要】

1. 過労死等の定義

業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患・心臓疾患・精神障害

2. 過労死等防止啓発月間

11月を啓発月間として、啓発事業を行う。

3. 過労死等防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならない。

4. 過労死防止のための対策

調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援を行う。

5. 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認める時は、過労死等の防止のために必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

<参考> ※勤務間インターバル規制

時間外労働等を含む1日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで一定時間のインターバル（中休み）を保障することにより労働者の休息時間を確保する制度。

EU（欧州連合）の「EU労働時間指令」では勤務間インターバル規制として最低連続11時間の休息を定めています。例えば、始業開始が9時で18時が終業時刻とした場合、23時まで残業をすると、翌日の出勤は11時間後の10時からで良いこととなります。（賃金カットの対象とはなりません。）